

# 京極町農業委員会総会議事録

(第18回令和4年4月28日)

京極町農業委員会

# 京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月28日 午後1時30分から 2時43分

2. 開催場所 京極町役場 2階議員控室

3. 出席委員 ( 12 人)

- 1 番 中村明彦
- 2 番 粥川一也
- 3 番 酒井勇一
- 4 番 熊谷 聡
- 5 番 藤波秀博
- 6 番 横川順行
- 7 番 行天英宏
- 8 番 小山憲一
- 9 番 小柳光義
- 10 番 清本勝彦
- 11 番 船場 茂
- 12 番 後藤耕藏

4. 欠席委員 ( 0 人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 報告第1号 総会諸報告について
- 第3 報告第2号 農地移動斡旋委員会の経過について
- 第4 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第5 議案第2号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

## 7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

後藤会長

これより第18回京極町農業委員会総会を開会いたします。

人事異動で4月から新しい局長に替わりました、よろしくお願ひいたします。天気の方は風が強く、播種作業も大変だと思います。雪は溶けてはいますが土が乾いていないので、今月中に雪は消えて欲しいと思っています。本日もご審議よろしくお願ひいたします。

事務局長

出席委員は12名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は後藤会長にお願ひいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、1番中村委員、2番粥川委員にお願ひいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願ひいたします。

事務局長

### 【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号総会諸報告についてご報告いたします。

なお、委員各位が関係している事案のみを報告させていただきます。

1、第17回京極町農業委員会総会を令和4年3月24日に役場議員控室にて開催しております。

2、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、令和4年4月1日に小柳委員、粥川委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏所有地です。

3、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、令和4年4月4日に行天委員、熊谷委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

4、令和4年度後志地方農業委員会連合会第1回役員会が、4月14日に倶知安町のホテル第一会館で開催され、後藤会長と私が出席しております。

5、同日、令和4年度後志地方農業委員会連合会定期総会が同ホテルにて開催され、役員会に引き続き、後藤会長と私が出席しております。

6、同日、定期総会終了後、令和4年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が同ホテルにて開催され、後藤会長と私が出席しております。

7、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会（斡旋委員会）を、4月19日に京極町役場応接室にて開催しております。内容については、申出者、〇〇〇〇氏、相手方、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏。調査員については、後藤委員、清本委員、事務局で対応しております。

8、同日、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、斡旋委員会終了後に、後藤委員、清本委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「農地移動斡旋委員会の経過について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

**【農地移動斡旋委員会の経過について、議案書朗読及び説明】**

議案書の1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過についてご報告いたします。

次のとおり農地の売買につき斡旋委員会を開催したので経過について報告するものとする。令和4年4月28日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。番号2。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。番号3。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。斡旋経過、別紙経過報告による。

なお、議案書2ページから4ページの斡旋委員会の経過については、各委員長より報告をお願いいたします。

議 長

報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過について、1番から3番をわたくしより報告いたします。

**【報告書朗読及び説明】**

それでは、農地移動斡旋委員会の経過について報告いたします。

はじめに、番号1について、斡旋年月日は、令和4年4月19日火曜日午後1時。開催場所は、京極町役場応接室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏。相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇、〇〇番地の田で〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。斡旋の成否は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金はステップアップローンです。

次に、番号2について、斡旋年月日は、令和4年4月19日火曜日午後1時。開催場所は、京極町役場応接室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏。相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇、〇〇番地〇の田で〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。斡旋の成否は、成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金は、自己資金です。

次に、番号3について、斡旋年月日は、令和4年4月19日火曜日午後1時。開催場所は、京極町役場応接室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏。相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇、〇〇番〇の公衆用道路で〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。斡旋の成否は、成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金はL資金です。

以上です。

議長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地移動斡旋委員会の経過について」を終わります。

続いて、日程第4、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

**【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】**

議案書5ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和4年4月28日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案7件となっており、所有権移転の計画が3件、新規の利用権の設定が1件、利用権の再設定の計画が3件です。はじめに、番号1について説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。埼玉県〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示について。所在、字〇〇。地

番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和4年5月2日。終期、令和7年5月1日。期日、令和4年5月2日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、前賃借人の経営移譲により、賃借人を変更し賃貸するため。

番号1番について、議案書8ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書15ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

番号2。利用権の設定を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。長野県〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和4年5月2日。終期、令和7年5月1日。期日、令和4年5月2日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号2番について、議案書9ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書16ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

番号3。利用権の設定を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和4年5月2日。終期、令和5年5月1日。期日、令和4年5月2日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号3番について、議案書10ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書15ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

番号4。利用権の設定を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿山林、現況畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和4年5月2日。終期、令和5年5月1日。期日、令和4年5月2日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号4番について、議案書11ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書15ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

番号5。利用権の設定を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示について。所在、字〇〇。

地番、〇〇番。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。利用権の期間。移転の時期、令和4年5月2日。対価の支払期限、令和4年7月30日。土地の引渡日、令和4年5月2日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、賃貸している農地を売買するため。

番号5番について、議案書12ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書17ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

番号6。利用権の設定を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。利用権の期間。移転の時期、令和4年5月2日。対価の支払期限、令和4年5月31日。土地の引渡日、令和4年5月2日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、賃貸している農地を売買するため。

番号6番について、議案書13ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書17ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

番号7。利用権の設定を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、公道、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。利用権の期間。移転の時期、令和4年5月2日。対価の支払期限、令和4年8月31日。土地の引渡日、令和4年5月2日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、賃貸している農地を売買するため。

番号7番について、議案書14ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書17ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第1号につきましては、以上となります

議 長

ただいまの説明に関連して、1、2番を小柳委員より、3番、4番を行天委員より、5番から7番をわたくしより調査の結果ならびに補足説明をいたします。

小柳委員お願いします。

小柳委員

番号1番について、議案書8ページの調査書のとおり、4月1日に調査しました。前賃借人の経営移譲のため、賃借人を変更し賃貸するもので問題はないと思います。

番号2番について、議案書9ページの調査書のとおり、4月1日に調査しまし

た。賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。  
以上です。

議 長 続いて、行天委員お願いします。

行天委員 番号3番、4番について、議案書10ページ、11ページの調査書のとおり、4月4日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。  
以上です。

議 長 続いてわたくしから説明いたします。

番号5番から7番について、議案書12ページから14ページの調査書のとおり、4月19日に調査しました。賃貸している農地を売買するもので問題はないと思います。  
以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。  
ございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 それでは、日程第5の議案第2号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題と致します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 **【議案書に基づいて、農業委員会の「農業委員会事務の実施状況等の公表について朗読・説明】**

議案書18ページをご覧ください。日程第5、議案第2号、農業委員会事務の実施状況等の公表についてご審議願います。

農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条の規定による、農業委員会における「点検・評価」及び「目標の設定等」(案)の公表について、次のとおり作成し京極町ホームページにより公表するため議決を求める。令和4年4月28日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。1、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価は、別紙様式2のとおり。2、令和4年

度最適化活動の目標の設定等（案）は、別紙様式1のとおりです。

議案書19ページをご覧ください。活動実績につきましては、以下のとおりとなっておりますのでご確認願います。

続きまして、議案書の26ページをご覧ください。最適化活動の目標の設定の設定等につきましては、以下のとおりとなっておりますのでご確認願います。

農業委員会事務の実施状況等の公表については、農業委員会等に関する法律第37条に基づく法令業務となっております。農地等の利用集積や効率的利用の促進に関する事務について、外部及び内部を問わずにはっきりと見える活発な活動が強く求められていることから、毎年度、活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた最適化活動の目標設定等を策定・公表するべく、皆様に審議をお諮りしているものです。

議案第2号につきましては、以上となります。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号については原案のとおり決定致しました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第18回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2時43分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 5月26日（木）午後 1時30分